

教育・保育施設における災害時の対応について

令和3年5月20日改正
青梅市子ども家庭部子育て推進課

非常時における迅速かつ適切な対応の推進を目的として、以下のとおり降園・休園に関する基準を定めたのでお知らせいたします。

なお、基準にとらわれることなく、地域の状況に応じた適切な判断をお願いします。

青梅市が	
風水害に関する避難情報を発令した時	
登園前	警戒レベル 3 高齢者等避難 休園 を基本とします
	警戒レベル 4 避難指示 園児の受け入れは、避難情報が解除されてからとなります。
	警戒レベル 5 緊急安全確保
保育中	警戒レベル 3 高齢者等避難 降園 を基本とします 避難指示（警戒レベル4）の発令が予想されますので、避難指示までに降園が完了できるように保護者へ園児のお迎えを依頼してください。
	警戒レベル 4 避難指示 休園 を基本とします
	警戒レベル 5 緊急安全確保 園児・職員が施設に残っている場合は、二階以上の部屋へ移動する等、身の安全を守る行動をしてください。 なお、施設での安全が確保できないと判断される場合は、避難場所へ避難してください。

青梅市で	
震度5弱以上の地震が発生した時	
登園前	休園 を基本とします 園児の受け入れは、安全な保育（教育）体制が確保されてからとなります。
保育中	降園 を基本とします 必要に応じて安全な場所に園児を誘導するなど、園児の安全を確保してください。 安全が確保されたあと、保護者に園児のお迎えを依頼してください。 なお、施設や周辺の被害状況を確認して、安全に保育（教育）が実施できると判断される場合は保育・教育を再開してください。

（注1）休園した場合の代替保育は実施しないことを基本とします。

（注2）命を守る行動を最優先に考え、状況に応じた対応をお願いいたします。